



**資料編**

# 1. 関市障害福祉計画等策定委員会要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく関市障害福祉計画及び関市障害者計画（以下「計画」という。）を策定するため、関市障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に必要な検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉団体に属する者
- (3) 障害者福祉団体に属する者
- (4) 医療関係機関に属する者
- (5) 教育に関係のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 調査、研究及び必要な情報収集のため、部会を設置することができる。

2 部会に、部会長・副部会長を置き、部員の互選により定める。

3 部会は、部会長が招集する。部会長は、部員を代表し、会務を総括する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 部会は、テーマに応じて委員以外の関係者が自由に参加し、議論することができる。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、福祉政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月18日から施行する。

## 2. 関市障害福祉計画等策定委員名簿

関係機関・団体・役職名	氏 名
関市障害者団体連合会会長	光 村 若 子
視覚障害者代表	小 森 司
聴覚障害者代表	渡 辺 健 太
関市手をつなぐ育成会会長	金 村 千 里
精神障害者家族会「中濃わかば会」会長	山 田 偉 雄
関市社会福祉協議会会長	森 島 力 雄
関市自治会連合会会長	山 中 一 義
武儀医師会会長	早 川 力
ひまわりの丘地域生活センター次長	長 尾 美智子
関市民生委員児童委員協議会会長	神 谷 清
関市民生福祉部長	内 田 和 敏

## 3. 用語集

### <あ行>

#### 移動介助

自力での移動が困難な患者や高齢者、障がいのある人の移動を助ける行為。

#### インフォーマルサービス

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのこと。

#### NPO (Non Profit Organization)

民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

### <か行>

#### 介護保険制度

加齢に伴って生ずる心身の変化により、介護を必要とする状態になった人について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づいて、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度。

#### 介護給付

介護保険における要介護認定を受けた被保険者（要介護者）に対する保険給付。

#### ガイドヘルパー(移動介護事業者)

視覚障がいのある人及び脳性麻痺者等全身性障がいのある人等の移動を支援する者。

#### 機能訓練

入所施設や病院を退所、退院した方、養護学校等を卒業した方などが地域での生活を送るため、身体的なリハビリテーション、身体機能の維持・回復などの支援を行うサービス

#### 共生社会

性別、年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もがみな、安心して共に生きていくことができる社会のこと。

## 資料編

### 居宅介護

自宅で、入浴、排泄、食事などの介助を行う事業。

### グループホーム（共同生活援助）

障がいのある人が夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活における援助を行う施設。

### ケアハウス

老人福祉法に規定する軽費老人ホームの一種で、生活相談や食事・入浴サービスなどを行うとともに、介護が必要になった場合は、外部の在宅福祉サービスの利用をしながら自立した生活を送れるよう工夫された施設。全室個室。ユニットケアをとる施設が多い。

### ケアプラン

要介護者等が、介護サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた計画のこと。

### ケアホーム（共同生活介護）

障がいのある人が夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う施設。

### ケアマネジャー

利用者やご家族からの相談に応じ、適切なサービスを利用できるようにケアプランを作成したり、各種連絡調整や手続きを行う専門職のこと。

### ケアマネジメント

障がい者やその家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉の各サービスを組み合わせ、適切な身体的・精神的・社会的なケアプランを作成し、継続的に援助を行うこと。

### 軽度発達障害

学習障がい、注意欠陥多動性障がい、広汎性発達障がい、アスペルガー症候群、自閉症、高機能自閉症など、先天的な脳機能の障がいを総称するもの。

### 権利擁護事業

認知症高齢者や知的障がい者などの自己決定能力が十分でない人が、さまざまな場面で権利を侵害されたり、不利益を被ったりすることがないように、権利の擁護や、権利行使に関する相談・援助を行う事業。地域福祉権利擁護事業では、金銭管理や契約代行など、福祉サービスの利用を支援するための事業として社会福祉協議会によって実施されている。

## 更生施設（入所・通所）

障がいのある人が、入所または通所によって、その自立に必要な生活指導・訓練を受けるための施設。「身体障害者更生施設」、「知的障害者更生施設」などがある。

## 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

## コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。

## <さ行>

## 在宅介護

障がいや老化のために生活を自立して行うことができない人が、自分の生活の場である家庭において介護を受けること。またはその人に対して家庭で介護を提供すること。

## サービス利用計画

いろいろなサービスを必要とする方、長期にわたる入所（入院）生活のために退所（退院）後の生活に不安がある方、家族やまわりの人からの支援が得られずに孤立している方などを対象に、計画的なプログラムに基づいて作成する、自立支援サービスの利用計画。計画の作成は、指定相談支援事業者に依頼するか、利用者自身で行うこともできる。

## 支援費制度

これまでの「措置制度」（県や市町村が、サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定していた）に代わって平成 15 年 4 月から開始の、新しい障がい者福祉サービス制度。障がいのある人自身が、希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだ上でサービスを利用する。

## 自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別・程度を問わず障がいのある人が自ら居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくこと。

## 児童デイサービス

障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。

### 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。誰もが安心して楽しく暮せる「人にやさしい福祉のまちづくり」をすすめるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と広く住民の人達や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせもっている。主な活動としては、在宅福祉サービスの実施、高齢者・障がいのある人・児童福祉活動、生活福祉資金の貸付け等がある。社会福祉協議会を略して“社協”という。

### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

### 重度障害者等包括支援

常時介護を有し、その介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

### 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

### 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づいて働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

### 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練を行う。

### 手話通訳員

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

### 手話奉仕員

派遣依頼を受けて、聴覚障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援、市町村等の公的機関からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する者。

### 授産施設（入所・通所）

雇用されることが困難な障がいのある人が入所または通所して、必要な訓練や職業の提供を受け、自活できるようにする施設。

## 障がい

障がい者福祉における「障がい」とは、狭義には、人間の心身の機能・構造の低下・異常・喪失を示すものであり、手足のまひ・欠損、目が見えないことなど、医学的・生物学的な「障がい」をいう。広義には、こうした狭義の「障がい」のある人が就職できない、地域で暮らせない等の生活のレベルでの困難に着目し、狭義の「障がい」に伴い日常生活・社会生活を営むのに支障をきたしている状況も含めた全体像について、「障がい」としてとらえるようになってきている。

## 障害者自立支援法

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念の通り、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療費等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉等の関係法律について所要の改正を行う。

\* 障害者自立支援法のねらい

1. 障がい者の福祉サービスを「一元化」
2. 障がい者がもっと「働ける社会」に
3. 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」
4. 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
5. 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化
  - (1) 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」
  - (2) 国の「財政責任の明確化」

## 障がい者週間

12月3日から9日まで。障害者基本法において、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められている。

## 障がい者の日

国民が障がい者の福祉についての関心と理解を深め、障がい者があらゆる分野の活動に積極的に参加する気持ちを高めることを目的として、毎年12月9日を障がい者の日としている

## 小規模作業所

在宅の障がいのある人が作業をしたり、日常生活の支援を受けたりできる、身近な地域のある小規模の作業所のこと。法定外の施設で、障がいのある人や家族、職員をはじめとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運営されている。「共同作業所」「福祉作業所」などの名称でも呼ばれる。

## ショートステイ（短期入所）

障がいのある人の介護を行う人が病気その他の理由により居宅での介護を行うことができない場合に、障がいのある人を短期間、施設で預かり、入浴、排せつ、食事などの必要なサービス等を提供する。



## 資料編

### 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

### 自立生活

さまざまな面で他人に依存しなければならない重度の障がいのある人が、自己決定に基づいて、地域社会の中で各種の福祉サービスや制度を活用しながら、主体的な生活を営むこと。

### 身体障がい者相談員

身体障害者福祉法に基づき、身体障がい者の福祉の増進を図るため、地域の身体障がい者の相談に応じ、必要な指導、助言を行うほか、関係機関や関係団体等と連携をとり、援護思想の普及に努める相談員。

### 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい ②聴覚または平衡機能の障がい ③音声機能・言語機能または咀嚼機能の障がい ④肢体不自由 ⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

### 身体障害者療護施設

常時介護を必要とする重度身体障がい者が入所して、医学的管理のもとに必要な介護を受ける施設。

### 心身障害児通園事業施設

心身に障がいのある児童が通園し、日常生活習慣の習得や集団生活への適応訓練を受ける施設。

### ストマ

人工肛門、人口膀胱。また、人工肛門保有者、人口膀胱保有者のことを「オストメイト」という。

### 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

### 生活訓練

入所施設、病院を退所、退院した方、養護学校等を卒業した方などが地域での生活を送るため、生活能力の維持・向上などの支援を行うサービス。

## 生活習慣病

がん、脳血管障がい、心臓疾患、高血圧症、糖尿病など、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。平成9年に厚生省（当時）によって提唱された。従来の「成人病」という一連の疾患群を示す言葉に代わる名称。

## 精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

## 成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）の財産や権利を保護するための制度。

## 措置制度

障がい者福祉サービスについて、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する制度。  
(⇔支援費制度)

## <た行>

### 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

### 地域生活移行

施設に入所している障がいのある人が、施設を出て、一般の住宅やグループホームなど地域社会の中で必要な支援を受けながら生活すること。

### 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置するもの。主な機能として、関係機関の連携・ネットワーク化、相談支援事業者の委託の検討、社会資源の開発などが挙げられる。障害者自立支援法にともなって制度化された。

### 地域福祉計画

市町村地域福祉計画は、地域福祉を推進する主体である住民等の参加を得て、地域の生活課題を発見し、行政と住民等の協働により解決することをめざしている。

県地域福祉支援計画は、市町村地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通じる広域的な見地からのものとなっている。

## 資料編

### 地域リハビリテーション

保健・福祉の領域および地域住民やボランティアを含め、生活に関するあらゆる人々の連携・協働による、地域における総合的リハビリテーションサービス。

### 通院医療費公費負担制度

精神障がい者の通院医療を促進し、かつ適正医療を普及させるため、都道府県がその医療に関する費用を公費で負担する制度。

### 通所授産施設

一般就労が困難な障がいのある人が通所し、必要な訓練を行うとともに、福祉的就労の場として、自立に必要な支援等を受ける施設のこと。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の各授産施設がある。

### デイケア

通所リハビリテーション。介護老人保健施設や病院・診療所などで、日帰りでリハビリテーションなどを通じて、心身の機能の維持回復を図るサービスのこと。

### デイサービス

在宅の障がいのある人に対して、地域の福祉施設等において機能回復訓練、入浴、食事などを提供するサービス。日帰り介護。

### 統合保育

障がい児を健常児と一緒に教育すること。

### 特定疾患

難病のうち、難治度、重症度が高く、さらに患者数が少ない45の疾患。これらについて、「特定疾患治療研究事業」を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者の負担を軽減している。

### 特定疾患医療給付制度

特定疾患の治療を受けている者が保健医療機関で保険診察を受けた際の自己負担分の医療費等を、都道府県が公費負担することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図るもの。

### 特別支援学級

小学校や中学校で特別支援教育を行っている学級のこと。従来は、「特殊学級」と呼ばれていた。

## 特別支援教育

学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。従来の障がいの程度等に応じて、特別の場で指導を行う「特殊教育」からの転換が図られている。

## 特別障害者手当

20歳以上の、身体または精神の重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護が必要な方へ支給される手当。

## <な行>

### 内部障がい

人体の内部の器官に障がいがあり、身体障害者福祉法などで障がいと認定されている者。心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱直腸機能障がい、小腸機能障がいがある。

### 難病

国の「難病対策要綱」によると、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病、と定義されている。

### 日常生活用具

重度の障がいのある人（児童）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用のタイプライター・電磁調理器・点字図書や難聴障がい者用ファックス・文字放送デコーダー、肢体不自由者および難病患者用ベッド・入浴補助用具・スロープなどがある。

### 日中一時支援

在宅の障がい児者介護者（保護者）が一時的に家庭介護ができないとき、施設等で日中の介護（保護）を受けられる。

### ニーズ

（障がい当事者が）必要としていること、要望・要求。

### ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もの個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

## 資料編

### <は行>

#### バリアフリー

「障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリーFree）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

#### 福祉機器

身体機能に衰えがみえる高齢者や身体障がい者等の活動範囲を広げ、自立した生活を可能とすることや介護の省力化等を目的として製作され使用される用具・機器などをいう。

#### 福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障がいのある人が、各種授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

#### 訪問看護

看護師などが利用者の居宅を訪ね、療養上の世話や診療の補助などを行うもの。

#### ホームヘルパー(居宅介護従業者)

障がいのある人の家庭等におもむき、入浴等の介護、家事援助等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供する人。

#### ホームヘルプサービス

障がいのある人や高齢者等で日常生活を営むのに支障のある人のいる家庭に対して、ホームヘルパーを派遣し、相談・助言をはじめ家事援助や身体介助など、さまざまな援助を行うサービス。訪問介護サービス。

#### 補装具

身体障がい者(児)の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用の白杖・義眼・点字器、聴覚障がい者用の補聴器、音声・言語機能障がい者用の人工咽頭、肢体不自由者用の車いす・義手・義足などがある。

#### 補装具の交付・修理

身体障がい者に対して、失われた部位や部分を補って必要な身体機能を得るため、義肢、車いす、補聴器等の交付または修理を行う。

## ボランティア

社会福祉において、個人の意志により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。

## <ま行>

### 民生委員・児童委員

民生委員は、社会福祉の増進のため、担当地区内の生活に困っている人や、障がいのある人、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。児童委員は、児童及び妊産婦への個別援助や児童の健全育成、子育て支援等を行う。

## <や行>

### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

### 要介護者

- ①要介護状態にある65歳以上の者。
  - ②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者。
- であって、要介護の原因である障がいがある特定疾病による者を指す。

### 要介護度

要介護状態区分ともいう。介護保険制度において、要介護状態を介護の必要の程度に応じて定められた区分。要支援を除き、部分的介護を要する状態まで、要介護1～5の5区分になっている。

### 養護学校

心身に障がいのある児童や病弱児に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行い、あわせてその障がいを補うために必要な知識、技能を授けることを目的とする学校。

### 要約筆記

聴覚に障がいがある人に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書くよりも数倍早く、すべてを書くことは不可能なため、話の内容を要約して伝えるもの。

## <ら行>

### ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生のさまざまな過程における生活史上の各段階のこと。

## 資料編

### 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

### 療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定された人に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により、区分している。

### リハビリテーション

障がいのある人等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、ライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障がいのある人の自立と社会参加をめざすものとして、障がい者福祉の基本的理念となっている。